雇用機会拡充支援事業事業計画書作成支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

１　業務の概要

（１）業 務 名　雇用機会拡充支援事業事業計画書作成支援業務
（２）業務内容　別紙仕様書のとおり
（３）契約期間　契約締結日から令和８年２月２７日まで
（４）履行場所　五島市内
（５）予 算 額　２，０２４，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

２　応募資格要件

プロポーザルに参加することができる者は、次の要件の全てを満たす者とする。

（１）次の各号のいずれかに該当する者

ア　五島市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者（以下「有資格者」という。）

イ　次に掲げる書類を別に定める期限までに提出し、市長からプロポーザルの参加資格を有することの確認を受けた者

(ｱ)　申込日前３月以内に発行された履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（法人の場合に限る。）

(ｲ)　申込日前３月以内に発行された身元(分)証明書(個人の場合に限る。)

(ｳ)　申込日前３月以内に発行された次に掲げる税の滞納のない証明書等

a　五島市市民生活部税務課において発行する市税の滞納のない証明（五島市内に本店、支店又は営業所を有する者に限る。）

b　五島市市民生活部税務課において発行する法人市民税の納税証明（五島市内に支店又は営業所を有する法人に限る。）

c　法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書(法人の場合に限る。)

d　税務署において発行する消費税及び地方消費税について未納のない証明（個人の場合に限る。）

(ｴ)　その他参加資格を確認するにあたって必要となる書類

（２）有資格者にあっては五島市工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成１６年五島市訓令第５７号。以下「措置要領」という。）の規定による指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていない者、有資格者でない者にあっては措置要領別表各号に掲げる要件に該当しない者

（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者

（４）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは同条第２項の規定による申立てをなされている者（同法第３３条第１項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項の規定による更生手続開始の

申立てをしている者若しくは同条第２項の規定による更生手続開始の申立てをなされている者（同法第４１条第１項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。

（５）本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者

（６）五島市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成２４年五島市告示第１５６号）第３条に規定する排除措置を受けていない者

３　実施要領の取得の方法並びに交付の期間及び場所

実施要領は、五島市ホームページからダウンロードして取得すること。ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、事前に担当課に連絡があった場合に限り、次に掲げる交付期間及び交付場所において、書面により交付する。

（１）実施要領の交付期間

公告日から令和７年５月７日（水）まで（五島市の休日を定める条例（平成１６年五島市条例第２号）第１条第１項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前８時３０分から午後５時まで

（２）実施要領の交付場所

五島市福江町１番１号　五島市役所本庁２階

五島市産業振興部商工雇用政策課雇用・起業促進班

（電話：０９５９‐７２‐７８６２）

４　参加表明書の提出の期限、場所及び方法

（１）参加表明書の提出期限

令和７年５月７日（水）午後５時（郵送により提出する場合は、提出期限内に担当課に到達しているものに限り受け付ける。）

（２）参加表明書の提出場所及び提出方法

プロポーザルに参加しようとする者は、公募型プロポーザル参加表明書（様式第１号）を作成し、持参、郵送（配達証明付き書留郵便による送付に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和２２年法律第１６５号）第４条第２項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第１項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により担当課に提出しなければならない。電子メール及びＦＡＸによる提出は受け付けない。

５　提案書等の提出要請等

参加資格を有することを確認することができた者については、公募型プロポーザル参加資格確認通知書によりその旨を通知するとともに、プロポーザル参加要請書により提案書及び必要書類（以下「提案書等」という。）の提出を要請する。

なお、参加資格を有することを確認することができなかった者については、その旨及びその理由を通知書により通知する。

通知予定日　令和７年５月９日（金）

６　実施要領に対する質問に関する事項

（１）実施要領に対する質問

実施要領に対する質問がある場合は、質問書（五島市ホームページからダウンロードして取得したものに限る。）に質問事項を記載の上、電子メール又はＦＡＸにより質問書送信先に送信すること。あわせて、質問書を送信した旨を電話により担当課へ連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話、口頭等による照会には応じないので留意すること。

（２）実施要領に対する質問の提出期限

令和７年５月９日（金）１７時必着

（３）質問書送信先

五島市産業振興部商工雇用政策課雇用・起業促進班

E-mail：shoukou@city.goto.lg.jp

ＦＡＸ：０９５９‐７４‐１９９４

（４）質問に対する回答

第１号の規定により提出された質問については、令和７年５月１３日（火）１７時までに、質問者に対して電子メール又はＦＡＸで回答するとともに、同日以後五島市ホームページに掲載し、閲覧に供する。この場合において、質問者名は公表しない。ただし、質問の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関係する場合は、五島市ホームページには掲載しない。また、質問の内容によっては、回答をしない場合がある。

７　提案書等の提出の期限、場所及び方法

（１）提案書等の提出期限

令和７年５月１９日（月）１７時必着（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）

（２）提案書等の提出場所及び提出方法

提案書等の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って提案書等を作成し、担当課に持参、郵送（配達証明付き書留郵便による送付に限る。）その他宅配の方法（郵便法第４条第２項及び民間事業者による信書の送達に関する法律第２条第１項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出しなければならない。

８　プレゼンテーションの実施

（１）プレゼンテーションの有無　　有

提案書の提出者が５者を超える場合は、プロポーザル選定委員会においてあらかじめ定めた選定基準に基づく１次審査を実施し、５者に絞り込んだ上でプレゼンテーションを実施するものとする。ただし、市長が５者を超える提案者を対象にプレゼンテーション等を実施すべきであると判断した場合は、この限りでない。

（２）プレゼンテーション予定日：令和７年５月２７日（火）
日時、留意事項等の詳細については、別途、ヒアリング予定表にて通知する。

９　受託候補者の選定

（１）プロポーザル選定委員会は、提出された提案書及びプレゼンテーションを次のア及びイの表に定める基準に基づき評価し、評価の結果を基に、受託候補者を選定する。

点数は合計１００点満点とし、配点は以下のとおりとする。

ア　業務の実施方針及び実施体制

評価項目	評価する提案内容	評価の視点	配点
１　業務の実施方針	提案者に関する調書（実施要領様式第４号）、業務実施体制調書（実施要領様式第５号）及び企画提案書における業務スケジュール等	業務の目的及び内容を十分に理解し、具体的で実現性及び妥当性のある提案内容かを評価する。	１０点
２　業務の遂行体制		業務を円滑かつ確実に実施できる体制（責任者、人員配置、役割分担等）が構築されているかを評価する。	１０点

イ　計画書作成支援業務

評価項目	評価する提案内容	評価の視点	配点
１　申請者が提出した事業計画書等の作成指導	雇用機会拡充支援事業申請者が提出した事業計画書等の計画書作成支援を行う対象者への具体的な支援内容	より多くの事業者に支援できるか、雇用機会拡充支援事業の目的に沿った支援内容となっているかを評価する。	４５点
２　指導後再提出された計画書等のアフターフォロー	作成支援後の具体的なアフターフォロー方法	アフターフォローの方法は適正か、その妥当性及び独創性を評価する。	３０点
３　見積金額	事業に必要な経費に基づく金額	金額の妥当性及び費用対効果を評価する。また、同等の内容であればより安価な提案を高く評価する。	５点

（２）選定又は非選定の通知

選定又は非選定の結果は、提案書等を提出した全ての者に対し、令和７年５月２９日（木）（予定）に通知する。

（３）市は、選定された受託候補者と五島市財務規則（平成１６年五島市規則第４３号）に基づき業務委託契約を締結する。なお、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定する。また、契約締結にあたっては、提案時に参考見積りを徴取している場合であっても、あらためて本見積書を徴取する。

１０　契約書作成の要否　　要

１１　スケジュール

公募開始（公告）	令和７年４月２５日（金）
参加表明書の提出期限	令和７年５月　７日（水）午後５時【必着】
質問書の受付期限	令和７年５月　９日（金）午後５時【必着】
質問書への回答	令和７年５月１３日（火）
企画提案書の提出期限	令和７年５月１９日（月）午後５時【必着】
プレゼンテーション審査	令和７年５月２７日（火）午前
審査・選定結果通知	令和７年５月２９日（木）
最優秀提案者との協議	令和７年５月２９日（木）～６月２日（月）
契約締結	令和７年６月上旬

１２　その他

（１）プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限るものとする。

（２）提出期限までに参加表明書が担当課に到達しなかった者及び参加資格を有することを確認することができなかった者については、提案書等を提出することができないものとする。

（３）参加表明書及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

（４）提出された参加表明書及び提案書等は、返却しない。

（５）提出された参加表明書及び提案書等は、提案者に無断で参加資格の確認及び受託候補者の選定の事務以外に使用しない。

（６）提出期限後における参加表明書及び提案書等の差替え及び再提出は認めない。

（７）次のア及びイに該当する場合は、以後の参加資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。

ア　参加資格を満たさないこととなった場合

イ　参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合

（８）成果物に関する権利は、受託候補者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。

（９）受託候補者は、受託業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、業務委託契約終了後においても、受託業務に関し知り得た情報を一切漏洩してはならない。

１３　担当課

〒８５３－８５０１
五島市福江町１番１号 五島市役所本庁２階
五島市産業振興部商工雇用政策課雇用・起業促進班　担当：馬場寄
電　話　０９５９－７２－７８６２
ＦＡＸ　０９５９－７４－１９９４
E-mail　shoukou@city.goto.lg.jp